

介護保険の医療費控除

介護保険を利用して支払った費用の一部は医療費控除の対象になります

介護保険制度のもとで提供される施設・居宅サービス等の対価についての「医療費控除」の取り扱いは次のとおりとなります。

高額介護サービス費などの支給を受けた場合は、これを差し引いた金額が対象となります。

また、医療費控除には、領収書が必要です。領収書は介護サービス事業者が発行いたします。

【施設サービスの対価】

① 医療費控除の対象となるサービスを行う施設名	② サービスの対価のうち医療費控除の対象となるもの	③ サービスの対価のうち医療費控除の対象とならないもの
介護老人福祉施設 指定地域密着型介護老人福祉施設	施設サービスの対価(介護費、食費及び居住費)として支払った額の2分の1に相当する金額	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活費 ●特別なサービス費用
介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院	施設サービスの対価(介護費、食費及び居住費)として支払った額	

【居宅サービス等の対価】

① サービスの対価が医療費控除の対象となる居宅サービス等	② ①の居宅サービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となる居宅サービス等	③ 医療費控除の対象とならない居宅サービス等
<ul style="list-style-type: none"> ●(介護予防)訪問看護 ●(介護予防)訪問リハビリテーション ●(介護予防)居宅療養管理指導 ●(介護予防)通所リハビリテーション ●(介護予防)短期入所療養介護 ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合) ●複合型サービス(医療系サービスを含む組み合わせにより提供されるもの(生活援助中心型訪問介護の部分を除く)) 	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護(生活援助中心型を除く) ●夜間対応型訪問介護 ●介護予防訪問介護 ●(介護予防)訪問入浴介護 ●(介護予防)通所介護 ●地域密着型通所介護 ●(介護予防)認知症対応型通所介護 ●(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ●(介護予防)短期入所生活介護 ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所の場合) ●複合型サービス(①の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)) ●地域支援事業の訪問型サービス(生活援助中心のサービスを除く) ●地域支援事業の通所型サービス(生活援助中心のサービスを除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護(生活援助中心型) ●(介護予防)認知症対応型共同生活介護 ●特定施設入居者生活介護 ●(介護予防)地域密着型特定施設入居者生活介護 ●複合型サービス(生活援助中心型の訪問介護の部分) ●地域支援事業の訪問型サービス(生活援助中心のサービスに限る) ●地域支援事業の通所型サービス(生活援助中心のサービスに限る) ●地域支援事業の生活支援サービス

おむつにかかる費用も医療費控除の対象になります

寝たきりの高齢者が入院などの際に要したおむつ代が医療費控除の対象として認められます。

①初めておむつ代の医療費控除を受ける方

医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。高齢介護課に様式があります。

②おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降である方

「おむつにかかる費用の医療費控除に用いる証明書」にて控除の対象となります。ただし、介護保険の要介護認定についての主治医意見書の内容を見て、寝たきり状態にあることと、尿失禁の可能性があることが条件です。高齢介護課で確認して発行しますので、事前にご確認ください。